

JIS

フルオロカーボン冷媒回収装置－ガス圧縮方式

JIS B 8629 : 2023

(JRAIA/JSA)

令和 5 年 10 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	千 葉 光 一	関西学院大学
	渡 田 滋 彦	一般社団法人日本船舶電装協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20 改正：令和 5.10.20

官 報 掲 載 日：令和 5.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本冷凍空調工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3432-1671)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 定格電圧及び定格周波数	4
6 性能	4
6.1 運転性能	4
6.2 安全性能	5
7 材料及び構造	6
7.1 材料	6
7.2 構造	7
7.3 安全機構	8
8 試験	10
8.1 運転性能試験	10
8.2 安全性能試験	12
9 検査	14
9.1 形式検査	14
9.2 製品検査	14
10 表示	15
10.1 操作盤の表示	15
10.2 本体表示	15
11 取扱説明書など	17
附属書 A (規定) フルオロカーボン冷媒回収装置の設計圧力	18
附属書 B (参考) フルオロカーボン冷媒充填容器の分類	19
解 説	20

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本冷凍空調工業会（JRAIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8629:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

フルオロカーボン冷媒回収装置—ガス圧縮方式

Fluorocarbon refrigerant recovery equipment—Vapour compression type

1 適用範囲

この規格は、冷凍設備などから冷媒を回収し、回収容器へ充填するための附属品（回収容器を含む。）を含めた装置（以下、回収装置という。）について規定し、次の全ての要件を満足するものに適用する。

- ガス圧縮方式であり、圧縮機入口における冷媒がガス状態の回収装置
- 回収装置内において取り扱われる冷媒の範囲が温度 35 °C において圧力が 0.2 MPa（この規格において、指示のない圧力は全てゲージ圧力とする。）以上 5.0 MPa 以下の回収装置¹⁾

注¹⁾ ここでは、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 2 条の対象となる回収装置を想定している。

- 冷媒として不活性ガス及び特定不活性ガスであるフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）を扱う回収装置
- 内容積の合計が 120 L 以下の回収装置
- 圧縮機の電動機の定格出力が、1 500 W 以下の回収装置

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第 1 部：ブルドン管圧力計

JIS B 8240 冷凍用圧力容器の構造

JIS B 8286 圧力容器用のぞき窓

JIS C 4003 電気絶縁—熱的耐久性評価及び呼び方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

回収装置

冷凍設備などから冷媒を回収し、回収容器へ充填するための装置

注釈 1 接合容器又は着脱容器及び附属品を含む。